

# 令和7年4月から農地の貸し借りの手続きが変わりました

## 令和7年4月1日から

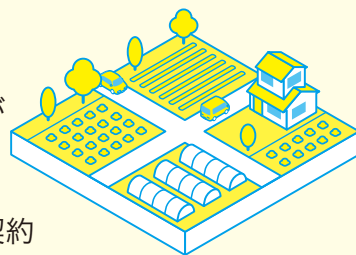
農地の貸し借りの手続きについては以下から選択してください。

### ●「農地中間管理事業」による貸借

農地の貸し手と借り手の間に農地中間管理機構（熊本県農業公社）が入った契約

### ●「農地法第3条の許可」による貸借

農地法第3条の許可申請書等を農業委員会へ提出しての許可による契約



### ●「農地中間管理事業」による貸借（イメージ図）



※「農地中間管理事業」による貸借は、登記名義人が死亡されている場合、共有持分の1/2を超える同意が必要となり、代表者が手続きをすることになります。

球磨村産業振興課 球磨村農業委員会事務局 (TEL0966-32-1115)  
熊本県農業公社 (TEL 096-213-1237)